

平成24年6月27日

於・1002会議室（10階）

第981回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項（総合通信基盤局関係）	
○ 3. 9 世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する 計画の認定について（諮問第 2 3 号）	1
3. 閉 会	5 2

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから始めたいと思いますが、総合通信基盤局の職員の方に入室をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

○前田会長 それでは、皆様、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから審議会を開催いたします。

諮問事項（総合通信基盤局関係）

○3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する計画の認定について（諮問第23号）

○前田会長 早速ですが、審議に入ります。

本日、諮問第23号「3.9世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する計画の認定について」につきまして、まず田原移動通信課長から、本件、審査概要について説明をお願いいたします。

○田原移動通信課長 諮問第23号説明資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

本件は、700MHz帯の10MHz×2の周波数を3者に割り当てるものでございまして、本年4月に開設指針につき諮問させていただき、ご答申いただいたものでございます。それを受けまして、4月17日から5月25日まで認定計画の申請を受け付けまして、イー・アクセス株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社／沖縄セルラー電話株式会社、この計

3者から申請がございまして、本日、その審査結果につき諮問させていただくものでございます。

2月にお諮りした900MHz帯の認定の際と同様、大部にわたりますので、まず審査概要につきご説明させていただきたいと思っております。

A4横の資料でご説明させていただきます。おめくりいただきまして、1ページ目でございます。まず開設指針に基づく開設計画の認定の審査方法でございますけれども、基本的に900MHz帯のときと同じでございます。絶対審査基準に適合しているかどうかというチェックと、今回、枠が3つでございますので、4者以上の場合ということになりますが、競願時審査基準を適用して審査ということになります。

絶対審査基準につきましては900MHz帯の認定のときと同じでございますが、下線部の部分に変更になっているということで、費用の負担額等の変更あるいは複数の事業者が共同して行うということに関しまして、規定の整備を行っているということ等の変更がございます。

競願時審査基準は、3点の第1基準、第2基準、第3基準とございますけれども、こちらも考え方は900MHz帯のときと同じでございますので、第1基準としては移行費用をどれだけ多くお支払いいただけるか。ただ、上限が違うということ。第2基準が人口カバー率。第3基準について終了促進措置、要は、引っ越し作業の部分をいかにうまくやっていただくか。あるいはMVNO等、他の事業者への提供をいかに拡大してやっていただくか。あるいは電波をどれだけ持っているか、混んでいるかといった視点で審査をいたします。

今回、3つの枠で、3つの申請でございますので、こちらの認定に当たっては競願時審査基準は適用いたしません。割当てのブロックは3つで、そのブロックが重複したときにはこの競願時審査基準を適用して、上位からその周波数を希望に従って割り当てるとしてございますので、そこでこの競願時審査基準を

使わせていただいているという状況になっています。

おめくりいただきまして、審査結果でございますけれども、具体的内容、詳細につきましてはこの後またご説明させていただきますが、絶対審査基準につきましては、イー・アクセス、エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDD I / 沖縄セルラー電話の各社とも適合しているということでございますので、枠3つに對しまして3者で、全ての開設計画を認定するということとしたいと思っております。

ただし、割当てバンドの希望でございますけれども、下にバンドが書いてございますけれども、3者とも第1希望が真ん中のバンド、Middleバンドでございます。第2希望がイー・アクセス、エヌ・ティ・ティ・ドコモがHighバンド、KDD I / 沖縄セルラー電話がLowバンドという形になってございます。第1希望が重複していますので、競願時審査基準を適用して審査するというを行っております。

次のページでございますけれども、第1基準、費用の負担でございますけれども、こちらにつきましては、移行費用、上限の1,500億円を各社とも払うということでクリアと。第2基準でございますが、5%刻みで人口カバー率を評価するということでございまして、こちらも全て95%超ということで、差がないということなので、第3基準での審査で優劣をつけるということになっております。

第3基準でございますけれども、考え方は、これも900MHz帯のときと全く同じでございます。基準Aから基準C、この3つの基準でございますけれども、どれも重要ですので、この間の重みづけは行わないと。ただし、900MHz帯のときは4者おりましたので、満点を4点としておりましたが、今回3者の申請でございますので、3点満点、各3点満点ということにしております。基本的な計画があれば1点。基準A、基準Bは総当たりということで、他の2

者よりも優位なら2点。1者より優位なら1点という形で点数をとっていくと。基準Cにつきましては、周波数を持っているか、持っていないか、混んでいるか、混んでいないかという、その事実への該当性による評価ということでございますので、900MHz帯のときと同様、その持っているか持っていないか、契約数が多いか少ないか、つまり、混んでいるか混んでいないかということで、それぞれこの3点を半分ずつにして1.5点ずつという配点になってございます。

これに基づきまして、基準Aから順に審査を進めていった結果でございますけれども、簡単にご説明させていただきますと、5ページ目でございます。第3基準の基準A、終了促進措置に関する部分でございますけれども、各社、900MHz帯に続きまして2回目の申請ということもありますので、内容については各社ともかなり充実した申請になってございます。

その中でも特にエヌ・ティ・ティ・ドコモの申請におきまして、この移行に際して、今回のラジオマイクあるいはFPUを周波数移行、共存しながら周波数移行していくという形になりますが、それに際しての技術的な検証あるいは機械の開発、こういったものを円滑に行うためのテストベッドですとかフィールド試験、こういったものの構築をしっかりとやっていって、皆さんに開放していくということで、円滑に周波数移行を進めていきたいという提案。

あるいは、関係者による協議会を設置して、問題を共有して、こういう実験などをもとにしながらそれをフィードバックしていくという仕組みをつくっていくということで、この他の2者の申請内容よりもすぐれている点があるということで、エヌ・ティ・ティ・ドコモがイー・アクセス、KDDI／沖縄セルラー電話、こちらの2者よりも結果が優位であるとして、基礎点の他に2点加えているところでございます。その他、イー・アクセスとKDDI／沖縄セルラー電話の申請につきましては同等と評価しております。

基準Bでございますけれども、6ページ目でございます。こちらにつきましては、MVNO、設備を持たない他の通信事業者への設備・サービスの提供等でございますけれども、こちらにつきましても、やはり充実した計画を各社とも出しております。多様な設備形態で具体的にさまざまな標準プランを提供するということですか、国際ローミングサービスの提供あるいはそのMVNOの提供計画もいろいろ証拠書類を示しながら具体的に示しているということで、優劣がつかないため、こちらにつきましては全て同等ということになり、基礎点の1点ずつという形の評価としております。

基準Cでございます。基準Cにつきましては、まず同様の特性を持つ電波を持っているか、1GHz未満の周波数の電波を持っているか、持っていないかということで、イー・アクセスのみ持っていないということですので、こちらにつきまして1.5点。いわゆる混んでいますか、いませんかということにつきましては、全申請者の平均値より上か下かで判断しておりますけれども、こちらにつきましてはエヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI／沖縄セルラー電話が上ということで、こちらの2者を各1.5点という評価にしております。

結果、全体をまとめますと、8ページ目でございます。エヌ・ティ・ティ・ドコモが5.5点、イー・アクセス、KDDI／沖縄セルラー電話が次点で3.5点ずつということで、エヌ・ティ・ティ・ドコモに第1希望、つまり、Middleバンドの周波数を指定して認定するという形にしたいということでございます。

イー・アクセスとKDDI／沖縄セルラー電話はそれぞれ第2希望の周波数ブロックが違っておりますので、イー・アクセスはHighバンド、KDDI／沖縄セルラー電話はLowバンドという形で指定して認定することとしたいと思っております。

認定に当たってでございますけれども、9ページ、最後でございますが、9

00MHz帯のときと同様、その開設指針の趣旨等を踏まえまして、次の条件を付すということとさせていただきたいと思っております。

内容的には900MHz帯のときとほぼ同じでございますが、4の部分、この700MHz帯につきましては、地上デジタル放送移行後の放送の跡地を使うということもございまして、基地局を打ちますと、地上デジタル放送に受信障害が起きる可能性があるという懸念がございます。ということもございまして、こちらの防止・解消の措置を適切に実施させていただきたいということ而努力目標的なものでございますけれども、条件として付記させていただいております。

概要としては以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ここで区切って、まずこれまでの審査概要について何かご質問、あるいはご意見ありますでしょうか。

私のほうから1つだけ。各社さんが第2希望のバンドが異なっていますけど、この理由については中に付されているんですか。

○田原移動通信課長 各社それぞれ既存の基地局に併設をすることになりますけれども、各社、既存の保有している周波数帯も異なります。こうした中で新しい設備を追加したりすると、既存の設備との組み合わせでシステム内で干渉等が起きる可能性がある。それが各社でちょっと違うんですけども、KDDI／沖縄セルラー電話の場合は、上よりも下のほうがそういう影響が少ないということで、第2希望がLowバンドという形になっているのかと思います。

イー・アクセスはそういうものがあまり、既存の保有している周波数帯も少ないということもあって、そうした懸念が少ないかわりに、下に行きますと、地デジに近いので、放送との干渉が起きる可能性が高くなりますので、それを避けると、上のほうがいいということになっているのかと思います。

○前田会長 はい。ほかはいかがですか。

900MHz帯の認定のときには条件の付与についていくつか議論ありましたが、特にここはありませんか。

○山本委員 同じ趣旨ということですよ。一種の行政指導的なものであるというふうに理解をすればよろしいと思いますね。

○前田会長 よろしゅうございますか。はい。どうぞ。

○山田委員 この段階で適切かどうかわからないんですが、900MHz帯のときはイー・アクセスの申請書の記載内容がかなり丁寧で、評価が高かったという記憶がございますが、今回は他社も申請の記載内容が丁寧に充実されたということだという理解でよろしいでしょうか。

○田原移動通信課長 はい。900MHz帯のときに比べますと、他社というか、イー・アクセス以外の2者という形になりますけれども、申請内容はかなり充実してございます。内容としては、イー・アクセスと同等、あるいはそれ以上の記載があるということで、かなり充実した提案になっています。

○山田委員 ありがとうございます。

○前田会長 それでは、概要についてはよろしゅうございますか。さらに詳しくこの後ご説明があると思いますので、そちらのほうで議論いただくことにして、それでは、続けてください。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 それでは、各項目の審査結果について詳細の説明をさせていただきたいと思います。お手元の別紙のA3の大きいほうの紙に基づきまして、説明をいたしたいと思います。審査項目がかなり多岐にわたりますので、いくつか区切りながら説明をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、基地局の配置等あるいは終了促進措置に関する事項について説明申し上げたいと思います。ページで言うと、1ページから6ページにかけて

説明をいたしたいと思っております。

まず1ページ目からごらんください。

この表、左側については開設指針に定めている、いわゆる審査基準になるものでございます。これに対して各申請内容は各社ごとに記載をしております、その適合性について評価を個別にしております。

まず1ページ目でございますが、開設指針の第1項で、特定基地局の範囲を定めております。無線設備規則に各項目が定められておりますので、その適合性でございます。3者ともいずれもLTEを使用するという内容になっております。

そのまま下に移りまして、第2項でございますが、その使用する周波数について今回募集する周波数の範囲におさまっている申請内容となっているか。使用する範囲、区域は全国ということで合致しているか。それと申請する周波数の幅は10MHzを単位とするかということになっております。それらに合致しているかということでございます。先ほど希望の説明をさせていただきましたが、各社とも希望内容は審査基準に合致しており、使用する区域はいずれの3者とも全国ということで適合しているという結果になっております。

続いて2ページ目でございますが、こちらは基地局の配置及び開設時期に関する事項でございます。絶対審査基準では、認定日から7年を経過した日の属する年度末までに、総合通信局ごとに80%の人口カバー率を満たすということが基準の一つとなっております。それと、認定日から7年を経過した日の属する年度末までに、平成31年度末でございますが、3.9世代のシステムの基地局について運用を開始していなければならないというのが基準でございます。

3者ともいずれも特定基地局の運用の開始については、平成27年あるいは平成26年からの運用の開始になっており、先ほど申し上げたとおり、全てLTEのサービスから始めますので、3.9世代の運用の開始は同じ日から始まり

ます。

人口カバー率につきましては、各管内80%を達成する年度については、イー・アクセスが平成29年度、エヌ・ティ・ティ・ドコモは平成30年度、KDDI／沖縄セルラー電話は平成29年度に人口カバー率80%を達成する内容となっております。開設指針と比べまして適合しているという判断をしております。

続いてその下ですが、指針の第8項にあります。特定基地局の設備に関する技術的な能力に関するものでございます。各社とも、適応多値変調の導入及び空間多重技術、いわゆるMIMOの導入について記載をしておりますので、技術の導入に関しては適合しているという判断をしております。

続いて3ページ目でございます。3ページ目ですが、これ以降は、終了促進措置、いわゆる周波数の移行に関する指針との適合性の審査になっております。まず最初、3ページ目につきましては、左側でございますが、(A)、(B)、2つの無線局、つまり、(A)がFPUというものでございます。(B)がラジオマイク、この2つについて移行することになっておりまして、このいずれも対象としたものを計画に記載をしているかということが1点目でございます。3者ともいずれもFPU、ラジオマイクそれぞれについて移行する計画を有しておりますので、合致性においては適合しているということでございます。

詳細については各社ともFPU、ラジオマイクそれぞれの記載がございまして、FPUについては、イー・アクセスについては、平成26年末までに移行の措置を完了すると。エヌ・ティ・ティ・ドコモについては平成26年8月末までに完了すると。KDDI／沖縄セルラー電話については、地域ごとに違いますが、地域ごとに平成26年10月から順次完了して、平成27年8月末までに完了するという中身になっています。

ラジオマイクについては、イー・アクセスについてはFPUと同様でござい

ます。エヌ・ティ・ティ・ドコモについても同様でございまして、平成26年8月末までに完了すると。KDDI／沖縄セルラー電話については、平成28年12月末までに移行を完了するというので、FPUの移行完了時期より若干遅めの設定になっております。

いずれにしても、このFPU、ラジオマイクを対象とした移行の計画を有しているということが指針の審査基準でございまして、合致をしているという判断をしております。

続いて、4ページ目でございます。移行の手順について指針に記載しておりますので、その指針との適合性の審査の部分でございます。左側でございますが、まず終了促進措置の実施概要の周知、実施手順の通知、免許人団体との間の周知・通知の実施等についての協議、あるいはその対象免許人との合意について、他の全ての認定開設者が共同して実施すると開設指針で定めております。また、今回3者でございますので、3者とも認定された場合については3者で共同して実施をするということで、3か月以内に協議をしてその内容について合意をするというのが1点目でございます。

次に2点目ですが、その合意をした日から6か月以内に終了促進措置の実施の概要を対象免許人に周知をさせる措置を行う。さらに3点目で、同じ6か月以内に実施の手順を対象免許人に対して通知をするということが指針上に記載をされております。

この3点について、いずれの3者とも記載は、ほぼ同一の内容になっておりますが、他の認定開設者との協議、合意の実施を行うという旨、それと、実施概要の周知については、いずれもその他の認定開設者の合意日後、6か月以内に周知をウェブサイト等を通じて行うと。それと、実施手順の通知についても6か月以内に3者とも完了するという内容を有しておりますので、手続については全て指針に合致しているという判断をしております。

続いて5ページ目でございます。その周知及び実施を行うことに関する手続ということで、周知及び実施内容の通知の実施前に対象免許人を社員その他の構成員としている、いわゆる免許人団体との間で協議を行うこと。それと2点目で、対象免許人との間で、実際にその移行を行う措置の中身である費用負担の範囲、方法、実施時期等について対象免許人との間で協議を行うということを指針に記載をしております。

ここについても3者、ほぼ同様の内容になっておりますが、周知・通知については免許人団体との間で、周知・通知に関する事前協議を実施した後、2番目ですが、FPUについては、イー・アクセス、エヌ・ティ・ティ・ドコモについては、平成25年4月から実際に移行の内容についての協議を開始すると。KDDI／沖縄セルラー電話については平成25年7月から協議を開始するという内容になっております。

ラジオマイクについても同じ内容になっておりまして、イー・アクセスは平成25年4月から協議を行うとしております。エヌ・ティ・ティ・ドコモについても同様でございます。KDDI／沖縄セルラー電話については、平成25年7月から移行の協議の開始を行うという内容になっておりますので、移行の手順について、開設指針との間では合致をしているという判断をしております。

続いて、6ページ目でございますが、この部分は6点、記載をしておりますが、いわゆる移行の協議に関する透明性の確保ということで指針に規定をした内容で、指針に記載をした内容でございます。

順番に、1点目が、申請者はこの開設指針の告示をしたときから認定までの間に相手方と費用負担に関する協議、調整を一切行わないこと。

それと、同じように、他の申請者との間での調整も事前に行わないということが2点目でございます。

3点目が、認定開設者は、終了促進措置に対して相手方との合意等について

他の認定開設者と合意した場合は、その合意内容を示す書面の写しを総務大臣に提出し、内容をインターネット等に公表すること。

4点目が、3点目で申し上げた合意の日から1か月以内に、実施に関する対象免許人からの問合せに対する窓口を設置すると。

5点目が、実施手順の通知をした場合については、その通知内容をインターネットの利用その他の方法により公表すると。

それと、6点目が費用負担の公平性、公正性が確保されるように配慮することということで、6点記載をしております。

3者とも適合しているということですが、事前協議については行った事実はないということございまして、当方でも何人かの免許人団体及び対象免許人に確認をしましたが、その事実はないという確認を得ております。

それと3点目で、合意内容の公表については、指針と同じようにインターネットで公表することについて記載がございます。

それと、窓口の設置について、各社とも合意日から1か月以内あるいは平成24年10月までを目途に、電話及びメールによる専用の窓口を設置する。それに伴う窓口の組織をそれぞれ設置していくと。その運営に当たっては、社内研修、マニュアル等により教育を実施するという内容となっております。

それと通知内容の公表については3者とも同様で、インターネット等により公表すると。

さらに、費用負担の公正性については、その旨、配慮する旨の記載がございますので、開設指針に対して3者とも申請内容については開設指針に合致をしているという判断をしております。

以上までが特定基地局の配置及び終了促進措置に関する絶対審査基準の該当性の審査結果でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

では、ここで切って、ここまでのところでご質問、ご意見ありますでしょうか。はい。どうぞ。

○松崎委員 2 ページの人口カバー率のところですが、平成31年度までで切ればもちろん全員同じですけれども、平成29年度で見ると、イー・アクセスがもう既に99%を達成している。そのときにエヌ・ティ・ティ・ドコモは70%であると、より早い時点でより多いカバー率を獲得できるために、少しポイントが加算されたりということはないのでしょうか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 はい。審査基準そのもの自身は開設指針で記載をしておりますので、その中では、ある一定時期、今回でいうと平成31年度におきますと、その人口カバー率の高低が競願時審査基準の第2基準ということで記載しております。この平成31年度というのは、引っ越しをしなければいけないFPU、ラジオマイクの方々の最終移行期限から1年後という記載になっています。実際には協議をいたしますので、相手方のある話でございますので、計画どおり進むケースもあれば、相手方の状況を検討する要素もあるだろうということで、そのおそれが全くないとすると、平成31年度ということにしております。

なお、この人口カバー率の違いという部分と、あと、後ほど出てきますが、基地局の数というのはちょっと概念が別になっておりまして、人口カバー率は900MHz帯のときでも申し上げましたが、いわゆる市町村役場及びその支所等をエリアカバーしたときに、その市町村全域をカバーしたものとみなすという基準に基づいて数字を出しておりますので、例えばそれと基地局をたくさん打っているかどうかという話はまたちょっと別のものになります。今回は競願時審査基準の一つとしては平成31年度という基準で、指針上、明記をさせていただいて、各社それに基づいて計画を立てられたと理解をしております。

○松崎委員 29%も差があると、早めにカバーできるほうがすぐれているの

かと思いましたがそう単純なわけではないのですね。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 先ほど基地局数と人口カバー率を違うと申しあげましたが、もうちょっとかみくだいて申しあげますと、例えばエヌ・ティ・ティ・ドコモのほうがイー・アクセスよりかなり基地局数が多いとございます。最終的な数は1万局ぐらい違います。カバー率が違う部分ですが、これはネットワークをどう広げていくかということだと思っておりますけれど、エヌ・ティ・ティ・ドコモは既に、いわゆるトラヒックが混雑しているところから集中的に基地局を整備していると。それが人口カバー率が全国津々浦々になるまでにタイムラグが出てくると。

イー・アクセスについては、簡単に言うと、引っ越しが終わった後にこの700MHz帯というもので、全国をカバーするネットワークをつくっていこうという考え方が先にありますので、カバー率の整備をまず先にするという考え方があって、それで数字の伸びが違っていると。最終的には追いついてくる格好になってくるのは、その考え方の違いのようになっております。

○松崎委員 わかりました。ありがとうございます。

○前田会長 ほかにはどうでしょうか。

各社の終了促進措置が、1年ぐらい違うということに、今の計画ではなっていますね。そうすると3者の中で今後調整をして、この計画が全体的に達成できるようにしていくわけですね。3者に任せておくと、そういうことで、全体の審査基準上は何の問題もありませんけれども、考え方が違うことによって、何らかのトラブルがあるのかどうかとかについてはどうでしょうか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 先ほど指針の基準の中に、この認定を受けた後、認定を受けた者の3者の中で、周知・通知及び実際の協議をした後、合意の仕方、3者で合同で合意することに定めておりますので、それに向けての協議というものに入ります。各社、今この計画の終了時期が若干違います

ので、それぞれの時期に応じて行うこともありますし、お互いの調整をしながら行っていくことはあると思いますが、いずれにしても、この計画に従って行う範囲内においては、合意に基づいて行っていただくことが前提であると。

先ほど1年ぐらい違うというご指摘がございましたが、KDDI／沖縄セルラー電話とエヌ・ティ・ティ・ドコモの間が1年違いますが、着手の時期が遅いということではなくて、KDDI／沖縄セルラー電話の場合は、いわゆる数が少ないところから先にやっていくと。ですから、地域別に平成26年10月から順次行っていくということになっておりますので、そういう意味では、地域的には全く合致していると。一部、簡単に言うと、数が多いところの終了の見込みが違うという形になりますので、その辺りは実際合意をして進めるときに、お互いにペースを合わせるのか、あるいはそれぞれ行ったものに合わせて行っていくのかというのは、協議が行われるかなと思っています。

○前田会長 3者で調整してやることになるので、計画上は、ある者についてはここまで終わりますという計画にはなっているけれども、調整の結果として、それが守れないことというのはあるわけですね。だから、それはその調整のほうを優先すると、そういうことですね。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 手続上の話で申し上げますと、内容の変更そのもの自身では合意した内容に従ってやっていただきますが、開設計画でございますので、その結果として各社の基地局の設置の計画自身が大きく変わるということになる場合については、その変更を強いられる者については変更の手続をとらなければならないという格好になります。一般的に前倒しをして進める分には支障ございませんが、基地局の設置が合意を受けた結果として遅くなるということでありましたならば、その変更の中で、当方として、そのもともとの計画が変わりますので、審査をする形になると考えております。その点、手続上、若干発生する可能性はございます。

○前田会長 なるほど。

○鈴木電波部長 すみません。

○前田会長 はい。

○鈴木電波部長 ここは絶対審査基準のほうですので、最後の姿として、どれだけしっかりカバーしているかというところであって、途中のスピードが速いか、遅いかで、あまりポイントをつけることではないと最初に設定をしました。もしこれを総体的な競願時審査基準のほうにして、速いほうが良いみたいなことがあれば、今おっしゃったようなことかと思います。

先ほどの基地局の普及のあり方はまさに、市町村のところにポンと置けば、とりあえずカバーになってしまいますので、実際のカバーをした最後の姿のほうが重要かなという気がします。あんまりここでスピードの1年、2年ということではないかとは思ひまして、全体的に基準として整理してございます。

○前田会長 はい。ありがとうございます。

あと、この2ページが一番下のところで技術に関する基準が出ていて、開設指針のほうには明示されている2つ以外にその他云々と、こう書いてあるんですけど、その他の技術的な要件は実際にどこかの者によって採用されることはあるんですか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 本件の3者の申請については、この2つのみです。指針上、この2つ以外の記載まで求めておりませんで、指針はこの中身でございます。900MHz帯も同じ記載でございました。

○前田会長 同じで。はい。ありがとうございました。

ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、引き続きご説明をお願いいたします。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 はい。次のブロックでございしますが、その基地局の具体的な整備計画の内容に関する部分でございます。ページで申し

上げますと、7ページから10ページまでが基地局の整備に係る記載の部分でございますので、この部分をまとめて説明をいたしたいと思っております。

まず7ページをごらんください。これは基地局の開設の具体的な計画でございます。左側の認定の要件でございますが、全ての都道府県の区域において、特定基地局を整備する計画及びその根拠を有していることというのが基準となっております。

各社、先ほどの人口カバー率とちょっと異なりまして、基地局の数がございます。一番初めが平成26年度から設置になっておりますが、イー・アクセスは平成27年度から設置になっております。以後、10年間の設置計画がございます。この表は左側に開設の無線局数がございます。その右側が設置済みの市町村数ですが、実際に先ほど申し上げた人口カバー率としてカウントする市町村数というのはその一番右側になります。こういう構造になっておりまして、各社、最終的には、ちょっと1年ずれておりますが、イー・アクセスは運用開始から10年後の段階で約1万5,000局の基地局の整備を目指す。エヌ・ティ・ティ・ドコモについては約2万1,000局程度、KDDI／沖縄セルラー電話については約3万超の整備計画を有しているということでございます。

全都道府県の特定基地局の開設の計画を有しておりますので、この点は絶対審査基準について合致をしているということでございます。

なお、全てLTEを最初から導入するというところでございますので、この整備計画、数字は全て3.9世代の基地局の数でございます。

その他、屋内の基地局の整備については、各社がそれぞれの計画を有しております。

それと次に8ページ目でございますが、この左側にあります、開設計画に記載された特定基地局について、実際にその整備をするための必要な、いわゆるノウハウの蓄積あるいは計画ですが、設置場所の確保、設備の調達等の措置、

今回、先ほど冒頭に田原のほうから説明がありました地上デジタル放送用受信機による障害、いわゆるブースター障害と呼んでいます。そのブースター障害の防止及び解消に関する計画の記載をされていることも絶対審査基準に求めていますので、これらを含んだものについての記載の適正性について審査をした部分でございます。

申請内容は、項目別に記載をしております。まず設置場所の確保についてですが、イー・アクセスについては、設置場所の確保による新設による対応ということで、基本的には新しく基地局を建てるということで、先ほど約1万5,000局と申し上げましたが、そのうちほとんどが新しく建てていくと。ただし、一部、約2,400局については、もともと建てている、つまり、1.7GHz帯の割当てがございまして、1.7GHz帯の基地局への併設を実施するというものを検討しております。

同時に、無線設備の小型軽量化を実現していることで、容易に併設が可能な環境も整備をしているということで、設置場所の確保については、可能という内容になっております。

エヌ・ティ・ティ・ドコモについては、これはもともと設置をされている基地局に併設をするということで、基本的には対応していくと。具体的にはポツの2つ目ですが、今年の3月末にサービスが終了したPDC基地局、第2世代の基地局が約1万7,000局ございます。この設備を撤去した後のスペースを主に使っていくと。これが約1万7,000局ございますので、これを主に活用していくということを考えております。

KDDI／沖縄セルラー電話については、エヌ・ティ・ティ・ドコモと同じ考え方になっておりまして、既存基地局への併設により対応していくと。こちらから平成27年7月以降に撤去をしていくcdmaOne、第2世代の携帯電話の基地局、約1万5,000局ございますが、これらの設備を撤去した後のスペースに主

に活用していくという内容になっております。

あと2番目の無線設備の調達でございますが、イー・アクセスについては、700MHz帯のLTEの設備については、国内外で導入知識のあるベンダーに対して既に、いわゆるオフターを実施しておりまして、平成26年末に開発を完了する見込みになっていると。エヌ・ティ・ティ・ドコモについては、既存のLTEの設備がございますので、その技術をもとに置きかえで対応は可能だと。KDDI／沖縄セルラー電話については、LTEについては平成25年9月までに調達先の決定をし、開発済みのLTEに関する技術を流用することで対応は可能であると。

実際に工事をする業者との共同関係については、3者とも既存の基地局の整備にかかる工事協力会社を活用することになっており、工事をするのが可能ということで、実績の説明が添付をされておりました。

次の9ページ目でございますが、こちらはいわゆる地デジ化になった後、テレビの跡地を使う関係で、各ご家庭に設置をされているテレビブースターという、受信をしたテレビ電波を増幅する装置が屋根についているケースがございます。今回、基地局の整備によりまして、このブースターに対して基地局の電波が入ることによって、受信ができなくなるケースが考えられますので、これが起こる場合に対する防止・解消策についての計画を併せて記載をするということが指針の中身になっておりますので、この部分が900MHz帯と異なる部分でございます。

各社とも対応策について記載がございます。一番左側がイー・アクセスでございますが、基本的に設置をする基地局の数に影響する世帯数が比例する関係になっておりますので、各社それぞれの基地局の設置数をベースにしてシミュレーションをした結果として、イー・アクセスについては約140万件の対策が必要ではないかと。エヌ・ティ・ティ・ドコモについては約186万件、K

DDI／沖縄セルラー電話については約216万件の対策が必要ではないかとされており、これに要する費用、実際にはブースターにフィルタを入れるというような工事が発生しますが、そのような工事に要する費用として、この対策が必要な件数をベースに計算をしたところ、イー・アクセスについては約687億円、エヌ・ティ・ティ・ドコモについては約960億円、KDDI／沖縄セルラー電話については約1,324億円が必要と見込んでおります。

この費用に基づいて、実際にどういうことをするかということですが、まず左側のイー・アクセスについてですが、最終的には工事をするということですが、基地局のアンテナの指向性、いわゆるアンテナの向きを調整することによって影響を押さえる対策を併せて実施すると。それでも工事が必要なケースが発生しますので、実際に運用を開始する6か月前からテレビCM、インターネット等によって、あるいはチラシの配布等によって周知を行います。

その下ですが、その基地局の開設した後、実際にサービスをする前に、試験電波の発射、極めて短い時間の電波の発射を繰り返すのが約3か月、その後、連続発射ということを行って、影響がないかどうかということをつぶさに確認をするとしております。

それに伴う社内体制を整備し、工事手配担当として最大約147名の工事対応をします。併せて本件、受信障害に関することでもありますので、放送事業者との連携が必要であるということで、放送事業者との連絡会を設置して、無線局、いわゆる携帯電話の基地局の開設状況の情報を共有しながら、これらの対策を進めていくという内容になっております。

真ん中ですが、エヌ・ティ・ティ・ドコモでございます。ポツの3つ目でございますが、ブースター障害の防止・解消方法。基本的にはイー・アクセスとほぼ同様の内容になっております。最終的には先ほどと同じく工事をするという形になりますが、運用開始の5か月前からテレビCM、新聞広告等によって

周知を行いますと。商用サービスの開始前に干渉評価の実験あるいはフィールド試験等のシミュレーションを実施して、影響の範囲を調べますと。

各基地局の運用開始をした後、実際に商用サービスするまでの間ですが、送信出力を落としながら、段階的に出力を増加させていきながら、影響の度合いを実際に測っていくと。関係者の連絡調整・問合せ対応を行うための部署として、最大、約730名の体制で臨むということになっております。

なお、放送事業者あるいは自治体・製造業者との連絡体制の確立については、イー・アクセスとほぼ同様の内容となっております。

KDDI／沖縄セルラー電話につきましてですが、その措置については同様に、ポツの3つ目でございますが、フィルタを挿入する等の工事を実施することによって最終的には対応すると。及びその基地局のアンテナの垂直偏波により送信することで影響を抑える対策を実施すると。いわゆる送信の方式を調整することによって対策を行いますと。それでも最終的に工事が必要な部分は、イー・アクセスと同様でございますので、周知等について情報共有を実施すると。それと商用開始までにシミュレーションの実施を行います。

基地局の開設後、商用運用前に試験電波の発射を実施しまして、必要に応じて、電測車等での調査を実施しますと。それと放送事業者の間で、全般的な方針策定を行う連絡会を設置するとともに、工事手配を行う専門の部署、ここは100名。あるいはコールセンターを200名体制で社外に設置をして、それ以外に工事作業要員の確保を行うと。

この3者ともブースター対策については、最終的にはこれも3者共同で行うことということが指針上、記載されておりますので、3者とも他の認定開設者と認定を受けた後に、ブースター障害対策の防止・解消の計画について3者の中で合意を図って、その内容に沿った対応を実施していくということになっております。ほぼ3者とも同様な手順内容になっておりますので、指針に照らし

合わせればいずれも適合しているということで判断をしております。

10ページ目でございますが、左側ですが、申請者が設置しようとする設備に関する技術的な検討あるいは標準化等の実績等、あるいは特定基地局の運用に必要な電気通信設備の調達・工事等、保守管理に関する計画その他の根拠を有しているかどうかということでございます。

まず1つ目が技術的な検討、実験、標準化等でございます。今回はLTEの導入がございまして、LTEに関係するものでございますが、イー・アクセスについてはLTE技術についてはもう既に既存の周波数帯でサービスの運用実績を有しております。700MHz帯については、平成26年の10月から実証実験を実施していきたいという内容になっております。

エヌ・ティ・ティ・ドコモについては、同様に既に既存の周波数帯域でサービスの運用実績を有しております。平成25年度から700MHz帯についての実証実験を実施していきたいと。

次にKDDI／沖縄セルラー電話については、LTE技術については既存帯域で、実証実験を行って、実績を有しております。サービスはまだ開始されておりませんので、実証実験を行う実績を有していると。それと700MHz帯については、平成26年6月から実証実験を実施していくという内容になっております。

それと電気通信設備の調達・工事に関係するものでございますが、ほぼ3者とも同様なものでございます。

イー・アクセスについて、交換設備は現行サービスのものを活用するほか、利用者の増加に伴い、必要に応じて増設を実施していくと。あるいは伝送路は現行のサービス回線を、活用可能なものは重畳し、必要によって増強を実施するほか、新規回線調達を実施していくと。

なお、端末設備については、既存周波数帯でのLTE端末の開発実績を持つ

ておりますので、これを活用しながら、平成27年度下期までに商用端末の開発を実施していきたいという内容です。

エヌ・ティ・ティ・ドコモについてはほぼ同様ですが、交換設備については、現行サービスのものを活用するほか、V o L T Eの導入等に伴う設備変更を順次実施をしていきたいと。伝送設備の増強についてはイー・アクセスと同様でございます。

端末設備についてはこちらも既存周波数帯でのL T E端末の開発実績を活用しまして、平成26年度までに商用端末の開発を実施すると。

K D D I / 沖縄セルラー電話については、交換設備の増設及び伝送路設備の増設の内容については、イー・アクセスとほぼ同様でございます。

端末設備については、既存周波数帯でのL T E端末の開発実績を活用して、平成26年9月末までに端末の開発を実施していきたいという内容になります。

3番目ですが、電気通信設備の運用・保守に関するものでございます。

イー・アクセスについては、現行サービスの運用保守に従事する技術要員によって対応していきますが、特定基地局の開設に合わせて技術要員の増員、自社の増員あるいは業務委託による拡充を実施していくということになっていきます。

エヌ・ティ・ティ・ドコモについては、P D Cのサービスが終了いたしますので、それに伴う稼働の減少を考慮しまして、現行のサービスの運用保守に従事する技術要員によって対応が可能であると。

それと、K D D I / 沖縄セルラー電話についてもほぼ同様で、cdma0neのサービスの終了に伴う稼働減少や保守の効率化を考慮しまして、現行サービスの要員体制で対応が可能であるという内容になっておりまして、いずれも指針に照らし合わせて適合しているという判断をしております。

以上までが基地局の整備に関係する部分についての審査結果でございます。

○前田会長 はい。ありがとうございます。

ここまでのところでご質問、ご意見ありますでしょうか。ありませんか。どうぞ。

○山田委員 9ページのブースター障害等の防止・解消の記載の中で、KDDI／沖縄セルラー電話の記載の中に「高齢者向けの説明会等により周知を実施。悪徳商法による被害防止のため」のというような記載がございまして、3者協力して行われる問題かと思えますけれども、ぜひこの視点を共有いただいて、進めていただくよう思いました。なかなか技術的なことはわからずに悪徳商法のつけ入る隙があることのないようにお進めいただけたらと思います。

○前田会長 はい。ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、さらに先に進みたいと思います。引き続き説明をお願いいたします。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 はい。引き続き絶対審査基準の部分についてでございます。11ページから16ページまで、説明をいたしたいと思っています。

まず11ページ目ですが、法令に基づく無線従事者あるいは電気通信主任技術者の選任・配置に関する計画を持っているかどうかという部分でございます。その下の5番目でございますが、いわゆる災害及び事故の発生時における障害、輻輳の防止及び最小限に抑えるための措置に関する計画を有しているかどうかということが審査基準になっております。

まずその従事者等の配置については、3者ともいずれも配置をするという内容になっていまして、現行サービスにより従事する専任者により、今回設置する特定基地局の運用をしていくと。

有資格者の積極採用及び社内での資格取得支援制度により、さらなる増員を図っていくというのがイー・アクセスの内容でございます。電気通信主任技術者についても同様の内容でございます。

エヌ・ティ・ティ・ドコモについては、無線従事者について現行サービスに従事する専任者によって対応していくと。PDCサービスの終了に伴う稼働減少を考慮して、現状の規模で維持ができるという判断をしております。電気通信主任技術者については、現行サービスに従事する選任者により特定基地局の運用をします。並びに、従事者等に対して訓練、研修等の実施を行うという内容になっています。

KDDI／沖縄セルラー電話については現行サービスに従事する選任者の効率的な配置により、特定基地局の運用をしていく。あるいは講習会によるさらなる増員を図るということを考えているそうです。それと、電気通信主任技術者については、無線従事者と同様の記載となっております。

その下でございますが、いわゆる災害時を含めた場合の対応、対策の計画の中身でございます。これについては、900MHz帯のときでも同様の記載を求めておまして、結論を申し上げますと、ほぼ同様の内容となっております。

イー・アクセスについては、いわゆる災害時に大ゾーン化をして、広域をカバーする基地局を設置していく。あるいは都道府県庁等中核的拠点にかかる基地局のバッテリーの長時間化及び予備の伝送路回線設備の整備等を行うと。自然エネルギー、太陽光を利用した基地局向け電源設備の導入、検証の実施。災害時等にパケット通信により音声メッセージを送信するサービスを開発する、という4点が記載をされております。

エヌ・ティ・ティ・ドコモについては、車載型の基地局の増強。大ゾーンの基地局の新たな設置。あるいは無停電対策や伝送路二重化の実施。非常用伝送路として衛星回線及び陸上無線回線の配備を進める。都道府県庁と重要拠点に

係る基地局のバッテリーの24時間化。重要設備の地理的な分散。交換機の多重構成の実施。災害時のパケット通信により音声メッセージ送信サービスの開発という内容となっております。

KDDI / 沖縄セルラー電話については、車載型基地局の増強及び可搬型基地局を新たに配備すると。非常用の伝送路として、衛星回線及び陸上無線回線の増強及び移動電源車非常用発電機の増強。都道府県庁と重要拠点にかかる基地局バッテリーの24時間化を行うと。自然エネルギーを利用した基地局の整備の実施。監視拠点のバックアップ体制の構築及び基地局保守拠点でも監視が可能な体制の整備をします。最後に、災害時にパケット通信及び音声メッセージを送信するサービスを開発するという内容になっておりまして、いずれもその計画を有していると。

なお、既に過去に認定を受けたことがある事業者については、その当時、記載されていないものについても記載をすることを求めています。3者とも、ここに書いている部分のうち、ほぼ全てが新たに記載をされております。簡単に申し上げますと、増強と書かれている部分については、過去の認定計画の延長でございますが、それ以外の配備の部分については、過去の認定計画には載っていないものでございますので、基準に合致をしているという判断をしております。

それと12ページ目でございます。12ページはいわゆる事業収支、財務的基礎の部分でございます。特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保の計画の根拠、及び損益に関する年度ごとの見通しにおいて利益の生ずる年度があることというのが指針上規定されています。

設備投資については、先般の電波監理審議会でも報告させていただきましたが、各社の基地局の数及び単価によって違いますが、イー・アクセスは約1,439億円の設備投資額を見込んでおります。エヌ・ティ・ティ・ドコモは、

2, 358 億円と。KDDI / 沖縄セルラー電話については、2, 579 億円の設備投資をそれぞれ見込んでおります。

これに伴う資金調達については、今申し上げた設備投資も含めた事業に関する資金の調達でございまして、例えば引越しに関係する費用あるいはブラスター対策も含めた費用の調達の部分が2番目に記載をしております。

イー・アクセスについては、主に4つの調達によって資金の確保をするという内容になっております。

1点目は優先株式の発行。これが1, 500 億円の発行によって資金の調達をします。2点目が1, 900 億円の銀行借入を行う。これに関しては、金融機関の関心表明書の提出がございました。3点目は端末の割賦です。リース会社に端末の売却をして資金を調達するという手法がございます。最後にECAと書いてありますが、公的輸出信用機関、これは外国の機関でございます。外国から製品を輸入するときその外国において信用保証するという制度がございまして、これを活用したファイナンスの部分でございます。これらを活用した資金調達を行うということの内容になっております。

エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI / 沖縄セルラー電話については、電気通信事業等からの資金収支により調達をすることが可能ということで、エヌ・ティ・ティ・ドコモについては、直近の決算短信によりますと、利益剰余金が約3兆8, 600 億円。KDDIについては、利益剰余金が約1兆8, 790 億円。沖縄セルラー電話は446 億円となっておりますので、その資金収支によって調達が可能と。

最終的に損益の部分でございしますが、いずれの3者とも最終的な基地局の開設計画の年度末まで、毎年度、当期の損益は黒字であるという計画を立てておりますので、開設指針に対して適合しているという判断をしております。

13 ページは、法令遵守と個人情報の保護に関する体制の整備に関する部分

でございます。コンプライアンス、個人情報の保護及び苦情問合せ処理等の体制の部分について、その計画・根拠を有していることという部分でございます。

コンプライアンス体制について、3者ほぼ同様でございますが、イー・アクセスは、社内委員会、相談窓口の設置、社内規程・運用手引の作成、社員等の教育研修、反社会勢力の対応についても社内規程を策定となっております。

エヌ・ティ・ティ・ドコモについては、社内委員会、相談窓口は同様。社内規程・運用細則の策定も同様でございます。社員及び業務委託先の研修、冊子配布等、それと内部取引防止及び公正競争についても社内規程を策定している。

KDDI／沖縄セルラー電話については、社内委員会、相談窓口の設置。行動指針の策定をしていると。社員に対する教育研修、グループ会社についても同様の措置を実施していると。公益通報についての社内規程の整備をしているという内容になっております。

個人情報の保護については、これは3者とも同様でございますが、個人情報保護ガイドラインに基づいて、社内規程の策定をしております。それと個人情報を含む情報セキュリティ対策を実施しているという内容になっています。

苦情・問合せ処理の体制についてですが、イー・アクセスについては、カスタマーセンター、イー・モバイルショップ等での対応、オペレータのモニタリング、トレーニング等の実施を行っております。その他不正契約等の防止等の取り組みも実施していると。

エヌ・ティ・ティ・ドコモについては、インフォメーションセンター及びドコモショップ等での対応。

KDDI／沖縄セルラー電話については、お客様センター、オペレータへの教育研修等の実施等を行う体制になっております。

先ほど申し上げたコンプライアンス体制に関する社内規程及び個人情報保護

に関するガイドライン等については、全て申請書にその実物が添付されております。この点を見まして、基準に適合しているという判断をいたしたところでございます。

14ページ目でございますが、この基地局の整備するに当たって、既存の無線局等の運用との混信の調整をするための体制整備をしていることというのがこの8番目、ちょっと文章が長うございますが、そういう計画を有しているかどうかというのが基準の有無でございます。

3者とも同じ内容になっておりまして、いわゆる干渉調整の窓口。あとサイトエンジニアリングの実施。基地局の設置場所等、アンテナ設置位置あるいはその方向性の調整等を実施することで解消するという事です。あるいはフィルタの追加を行うという内容を3者とも実際に干渉の調整をするための手法として記載をしております。それぞれの手法について、いずれの3者とも既存の携帯電話事業でも行った実績があるという記載がございます。

9番目は、周波数移行に関する部分ですが、こちらは絶対審査基準として見る部分でございます、いわゆる負担可能額が600億円以上であるかどうかという部分でございます。それとその金額を確実に確保できるかという部分でございます。

競願時審査基準の説明でありましたとおり、3者とも1,500億円の負担可能額となっておりますので、基準は満たしていると。この1,500億円の資金の確保についてですが、イー・アクセスについては、先ほど全体的な事業収支のところで紹介しましたが、優先株式の1,500億円をこれに割り当てるといった内容となっております。エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI／沖縄セルラー電話については、電気通信事業等の資金収支によって、いわゆる内部の資金によって調達するとなっておりますので、負担可能額及びその可能額の確保についてはいずれも基準を満たしているという判断をしております。

15 ページ目でございますが、携帯電話を行う無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための取組の計画等の部分でございます。いわゆる携帯電話のより一層の効率化を図るための技術的な導入の計画についての記載事項でございます。

イー・アクセスについては、セルを小さくする。小セル化あるいは6セクタ化、いわゆるセルを分割で使うというセクタの実施。あるいはVoice Over LTE、LTEで音声サービスをするというものについての導入について検討していると。

それから、キャリアアグリゲーションですが、LTEの電波を複数同時に使用するという技術がございます。この導入については検討すると。それから既存周波数帯とあわせた負荷の分散制御の実施あるいは、携帯電話・セル間の干渉制御の導入を検討していると。

エヌ・ティ・ティ・ドコモについては、小セル化、6セクタ化の話は同様でございます。Voice Over LTEについても同様で、キャリアアグリゲーションについても同様でございます。基地局のエリアの最適化の実施を図っていく内容となっております。

KDDI / 沖縄セルラー電話については、小セル化及びVoice Over LTE、キャリアアグリゲーション、この3点についてはその2者と同様でございます。

あと4点目として、ヘテロジニアスネットワークと、大小の基地局を組み合わせさせてネットワーク、基地局の整備を効率的に行うという技術がございますが、この導入を図るという内容となっております。

その下でございますが、ちょっと小さい字で書いておりますが、申請者が次の要件を満たしているかということでございます。これは具体的に例えば2通申請を出していないかとか、3分の1の出資関係のある者がほかに申請をしていないかというような、申請者がいわゆる重なった申請をしていないかどうか

という部分の申請者の適格性に関する事項でございます。

いずれも3者とも申請の要件については、ここにちょっと記載があるように、指針に書いてある申請者の要件については満たしていると。お互いに相互に関係がある申請はございませんので、満たしているという内容となっております。

それと16ページ目でございますが、以上これまで申し上げた内容は電波法の審査の基準で申し上げますと、開設指針への合致性の部分でございます。電波法はその他、この上の表にあります。その開設計画全体を通じて確実に実施される見込みがあること。及び、その周波数の割当てが確実にあることという2点が法令上、求められている基準でございます。1点目の部分については、各パーツで説明を申し上げましたが、特定基地局の整備、資金の調達、社内体制の整備等の開設計画について、計画の実績及び根拠等を示されておりますので、その計画の実施の確実性については見込みがあるため、適当と認められると。周波数の割当てについては、申請の中身は募集している周波数と合致をしておりますので、周波数の割当ては可能であるということでございます。

以上、絶対審査基準の適合性については3者の申請ともいずれも合致していると判断をされますので、開設指針の規定に基づいて、3者の申請全てを認定することが適当であると考えております。

以上が絶対審査基準の内容に関する部分でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、ここまでのところで何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

資金調達があり、損益の話で、12ページの一番下に、イー・アクセスさんもそのいずれの年度においても、当期損益が黒字であるということで、そういう計画になっているのかなと思います。当初の設置計画を見ると、最初の3年ぐらいでほとんど全部やってしまうので、その3年間の設備投資が千数百億かかるという、そういうことですよ。資金調達については今の説明のように優

先株の発行などによって調達が可能という計画もわかりました。しかし、投資が3年連続500億強ぐらいであるとする、少なくとも3年目ぐらいのところは償却によって利益だけで500億ぐらいへこむかなと思うんですけども、それは今の利益水準からいっても可能なんですかね。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 イー・アクセスの提出された各年度の損益がございますが、ご指摘のとおり、当初、特に3、4年、いわゆる基地局の設置、それと、周波数の移行の費用の負担等がほぼ同時に発生する内容になっております。結論から申し上げますと、イー・アクセスの提出された損益によりますと、最初の4年程度は、もともとのイー・アクセスさんの収益から比べると、やはりかなり落ち込むということでございます。それが終了した後は、逆に言うと設備投資の回収が始まる。つまり、ユーザーの収入が発生してきますので、そうしますと、収益がもとに戻って、当初よりも超えていくという内容になっておりますので、一般的な変動で申し上げますと、ご指摘のとおり、最初の、いわゆる設備を整備する期間というのはかなり圧縮はされますけれども、いわゆる赤字になるという内容とはなっていないというのが内容でございます。

○前田会長 絶対審査基準からいうと、別に1年や2年赤字になっても構わないわけですね。だけど、そういう計画にしていると、そういうことなんですね。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 はい。

○前田会長 それだけの売上が最初のほうから結構立つということですかね。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 もともとの1.7GHz帯のサービスを展開する事業者でございますので、その収益に、先ほど言った700MHz帯の設備投資が加わって、いわゆる利益が最終的に出るという構造になっております。いわゆる1.7GHz帯の収益の範囲内で収支としては維持ができるというような内容となっております。

○前田会長 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、続けてください。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 はい。以上が絶対審査基準の適合性で3者とも認定をすることが妥当という内容になっておりますが、実際の認定をする際には、電波法第27条の13第4号に基づきまして、周波数の指定をして認定をするということになっております。先ほどの冒頭で説明がありましたとおり、周波数の指定に関しまして、3者とも希望はMiddleバンドを第1希望として重複をしておりますので、この指定に関しまして、競願時審査基準を適用して、指定をする周波数を決定するという内容が以下の内容となっております。

審査の基準のステップは、冒頭申し上げたとおり、第1、第2、第3という順番になりますが、第1、第2について最初に説明をしたいと思いますので、17ページをごらんください。

17ページ、第1基準ですが、これは先ほど申し上げた負担可能額でございます。1,500億で同じとなっておりますので、ここは優劣がつかないと。

それと第2基準の部分でございますが、ここは人口カバー率ですが、平成31年度末の段階です。いわゆる最終的なネットワークの整備の完了した年度と見られる平成31年度末段階における人口カバー率についてですが、いずれも95%を超える内容となっておりますので、これも優劣の判断はできないということで、この2つの基準では優劣の判断はできませんので、第3基準に移るという内容となっております。

次の18ページ目でございますが、これは第3基準のいわゆる配点の方法でございますが、冒頭の説明がありましたとおり、配点の考え方については900MHz帯と同一でございます。ただし、点数の配分について、前回は4者でございましたが、今回3者でございますので、各3点満点。合計9点満点という配点になっておりますが、配点の内容については全く同様でございます。

基準A、B、Cそれぞれございますので、まず基準Aのところまで説明を申し上げたいと思っております。

次のページでございます。19ページ目でございます。ここが第3基準について基準Aの部分でございます。左側に競願時審査基準がございますが、終了促進措置に関する事項について、対象免許人との迅速な合意形成を図るための具体的な対策及び円滑な実施を図るための具体的な体制の整備に関する計画がより充実しているかどうかということが1つ目の基準となっております。

大まかに言いますと、対策の部分及び体制の部分、この2つの観点で記載事項について整理をいたしております。19ページはそのうち対策の部分について記載をしております。各社、若干記載が違いますので、順番に紹介をいたしたいと思っております。

イー・アクセスでございます。まず、いわゆる相手方の対象免許人との協議を開始する前にアンケート等によって、その対象免許人の意向、要望を把握するというのが第1ステップでございます。

その後のステップはFPUとラジオマイクとちょっと違っておまして、FPUについては、免許人団体と基本的な枠組みについて合意を図って、その内容を踏まえて対象免許人との協議を実施していく。その際に機器を導入する際の製造・工事業者の選定については、相見積を踏まえまして、いわゆる入札を行いまして、対象免許人と共同で選定を行っていくという形にしています。ラジオマイクについては、免許人団体の協議によって、標準的な移行作業に関する条件を設定します。それと対象免許人が移行条件について合意できない場合についての個別の対応策についても記載がございます。

それと、終了促進措置の条件、実施の時期だとか工事のやり方とかそういう条件については、対象免許人と協議をしますが、その措置に関する費用については、イー・アクセスと工事業者の間で協議をして検討する。つまり、費用の

協議と条件の協議を分離しようという内容となっています。このうち費用については、標準単価を条件とした入札を実施していくということを考えているという内容で、全体は、この標準単価の設定で、全体の約8割から9割ぐらいが合意できる水準を形成していくということを検討しているようでございます。

なお、工事業者との間で、いわゆる終了促進措置の実施に係る委託の契約書、対象免許人との間の移行条件に関する説明書兼確認書についてのそれぞれの素案が添付されております。ここの部分が対策の部分でございまして、ちょっと恐縮ですが、そのまま次の20ページをごらんください。

さらに対策については続きがございまして、イー・アクセスでございます。左側でございます。ラジオマイクについての機器調達について、認定後速やかに製造業者と協議をして、後継機の有無を確認し、後継機がない場合は代替機を探して、必要に応じて開発を依頼していくと。FPUについては、引っ越し先の新しい周波数帯に対応した機器の運用検証を製造業者と実施して、連絡会を設置して結果を提供していくと。ラジオマイクについては、工事における現地試験、工事後の各種サポートを提供することを工事業者との契約内容に明記をする。つまり、工事業者にこういうことをしていただくという内容としていると。

それと最後の部分ですが、平成27年4月末まで、これは実際にはサービスをしようと思っている時期までですが、新旧周波数帯の併用期間を確保すると。つまり、今回の引っ越し元、今使っている周波数、それと引っ越し先となる周波数、その2つの周波数を両方使ってもいいですよという期間を設けますと。それ以降も平成27年12月の商用サービスの開始までは原則併用期間の延長を認めて、事前通知を受けて必要に応じて電波の発射停止を実施していくとしています。今回700MHz帯の特徴は、引っ越しをされるFPU、ラジオマイクのシステムについて、引っ越し先となる周波数が900MHz帯の場合と

違って、若干遠い周波数になります。例えばラジオマイクであれば、今、700MHz帯を使っていますが、いわゆるホワイトスペース、テレビを使っているバンド。FPUについては、700MHz帯から1.2GHz帯、2.3GHz帯というように周波数帯が違うところになりますので、いきなり違う周波数帯に行くということに対しての対応として、この併用をします。あるいは工事におけるサポート等をするという内容となっております。

戻っていただきまして、エヌ・ティ・ティ・ドコモについてでございますが、対策の部分でございます。

まず協議の開始前に、FPUについては個別の訪問をします。ラジオマイクについては説明会を行って、対象免許人と意向・要望の把握をまず行う。ここはイー・アクセスと同様でございます。これはあとで体制のところで紹介いたしますが、協議会を設置しまして、課題の抽出及び実際に移行してアクションプランの検討を実施しますと。それと、無線局数の多い対象免許人、例えばFPUは在京のキー局の協議を先行して開始をして、その対応状況を他の対象免許人の協議に活用していくと。

ラジオマイクについては、都道府県ごとに対象免許人への説明会、計画では合計220回の開催を予定しているようですが、これを実施して、必要に応じて、電話や個別訪問によって説明を実施していくと。

あと、対象免許人との協議について、早期導入の可否、工事発注主体の別、費用と条件の協議あるいは別々にしてくれといった場合の対応等も含めまして、複数のパターンを全て定型化してそれぞれの対応についての記載がございます。

それと対象免許人との協議を早期に合意できない場合についても、対象免許人の意向に応じたパターンの対応策を記載しております。いわゆるいきなり合意をしないで、あとで合意をとする。その間に機器の提供のみをすとかというような複数のパターンを用意しております。

それと早期の特定基地局の開設に向け、段階的な合意ができるよう、合意書についても複数のパターンを想定して、ひな型の添付がございます。

なお、上のポツの2つ目で申し上げた協議会については、開催のスケジュール、検討内容の詳細についても申請書の記載がございました。

次の20ページ目でございますが、その協議会の運営の中に、製造業者の参加も要請しまして、開発状況についての意見交換、早期の開発・販売開始の要請を行います。

あるいは対象免許人から製造業者の指定、どこのメーカーがいいなど、その指定がある場合については、それを集計して情報提供し、計画的な生産体制の整備を製造業者に依頼をするということを考えておると。

あと新周波数帯、いわゆる引越し先の周波数帯に対応した機器を製造業者ごとに一定数確保して、希望に応じて貸出しを実施すると。FPUについては、保有ノウハウによって、エリア設計の技術支援を実施すると書いています。ちょっとわかりにくいのですが、FPUというのはマラソン中継をするときに持っているカメラのイメージでございますが、そのカメラから電波を受信するためのアンテナというのを随所に設置をいたします。このエリア設計というのは、そのアンテナの設置場所をどこにどう置くかというイメージでとらえていただければと思いますが、その技術支援を実施すると。その受信点の設置のため、携帯電話の基地局の基盤を対象免許人に提供することも検討している

と。

なお、本件については実際に基地局の場所を提供した実績があるということも記載がございました。工事後におけるサポートもしております。

その下でございますが、平成24年10月までに、干渉耐力評価を行うためのテストベッドを構築すると。これは携帯電話とラジオマイク、あるいは携帯電話とFPUとの間での干渉について、問題がないかどうかという評価をする

ためのテストベッドの構築を行うと。約60名体制で構築をし、対象免許人、製造業者等は無償で開放すると。終了促進措置の完了後は、関連団体への譲渡・活用も検討しているという内容でございます。

それと、その下でございますが、平成26年度末までは新旧周波数帯の併用を実施すると。この併用の話については、イー・アクセスと同じでございます。

その下でございますが、その周波数の共用期間中にバックアップ用としてLTEサービスを利用した映像中継システムを貸与すると。また、中継コースのLTEエリアの最適化を実施すると。いわゆるFPUの映像伝送に代わるものとして代替的な提供も行うという内容でございます。

それと、その下ですが、平成25年1月までに周波数共用に関するフィールド試験環境を構築します。先ほどテストベッドの構築というのがございましたが、さらにフィールド試験、実際の現地での実測をする試験環境の構築でございます。干渉影響、離隔距離等に関する検証を対象免許人、免許人団体、製造業者と共同で実施すると。

それと協議会において、対象免許人との協議を開始した後でも、対象免許人の移行に関する課題を共有して、対応策の検討を行い、認定開設者の協議要員あるいは免許人団体から対象免許人へそれぞれ対応の状況をフィードバックする。つまり、移行の協議が完全に終わるまで免許人団体及び他の認定開設者との間で情報を共有し、末端の方々までに情報をフィードバックするというシステムを、協議会を使って維持していくという内容となっております。

KDDI／沖縄セルラー電話ですが、19ページにお戻りください。

対策の部分でございますが、最初のポツの部分は、他の2者と同様でございます。対象免許人の意向・要望の把握でございます。

2点目でございますが、免許人団体との協議において、移行フロー及び契約内容を提示しまして、助言・要望を踏まえまして、移行手順の標準化及び、そ

の下ですが、移行費用の単価の設定を行います。仮に標準的なものについて、その協議が難航する、あるいは単価が超える場合についての、それぞれ販売会社の仲介、専門家を交えた協議からなる審査のフローを策定して、費用負担の手続の公平性の確保を図るというものでございます。

FPUについては、在京キー局に対して、各地域の系列局の情報提供を依頼すると。ラジオマイクについては、都道府県ごとに説明会を実施していくというものでございます。

あと、対象免許人との協議において、担当者制をひいて複数の担当者を配置しますと。あと守秘義務の締結をするという内容でございます。

めくっていただきまして、製造業者に対する情報提供の要請等については、他の2者と同じでございます。

それと、その下でございますが、新周波数帯対応のラジオマイクを確保し、対象免許人がその品質の評価あるいは機器の選定について、事前に確認ができるように支援をします。いわゆる貸出しも含めた支援をするという部分でございますが、対象免許人の理解が得られるまで対応すると。

ラジオマイクの使用場所及び利用状況に応じたチャンネルの設定の支援も進めているものでございます。

それから、その下でございますが、併用の実施というものは他の2者と同様でございます。それと、最後のポツでございますが、共用時の運用調整について、現在の運用調整ルール・システムを活用するほか、対象免許人から要望があれば商用運用前に試験電波の発射を行って、必要に応じて干渉回避措置を実施すると。いわゆる実際の商用運用の前における干渉の調整あるいは共用の調整の実施をするという内容となっております。

以上が対策の部分でございます。

全体的な評価は後ほど述べたいと思います。

次に、21ページ目でございますが、21ページ目は、体制の部分でございます。この部分は全体の概略としては、3者ともほぼ同じ内容となっております。

体制の部分ですが、イー・アクセス、左側ですが、いわゆる本社を含めた体制については4つ目までのポツがその体制でございます。最大428名体制で終了促進センターを設置しますと。さらに、そのセンターの中で、個別ソリューショングループの設置を行う等によって、その事例ごとの対策についての体制をとると。及び監査室を設けまして、そのリスクマネジメントの対応をするという内容となっております。

エヌ・ティ・ティ・ドコモについては、700MHz帯推進本部という名前でございますが、実際に協議をする要員だけで最大530名で、窓口要員を含め、最大1,270名体制で体制を整えると。その推進本部のもとで、各地域の拠点に人を配置しながら、各部署で対応するというところでございます。

それと社内ガバナンスの体制のもとで、監査・監督を行っていくということでございます。

それと、先ほど対策のところでも申し上げた協議会ですが、この部分で記載をしております。認定開設者・免許人団体・製造業者等によって、700MHz帯周波数移行協議会を設置します。

さらに、FPU、ラジオマイク、2つの各部会をその協議会の下に設置をしまして、スケジュール等の共有、終了促進措置に当たっての課題抽出・進捗確認等を実施していくと。これが先ほど申し上げた協議会の体制でございます。

KDDI／沖縄セルラー電話でございますが、こちらは最大292名で移行促進措置推進センターを設置します。センターの中では対応要員を各地域の拠点に配置して行うほか、全国統括の部署を設置しますと。

それと、移行監査委員会を社外に設置をして、協議手法の正常性の確認を行

っていくということでございます。

それと、FPU、ラジオマイクそれぞれについて、移行検討会を設置しまして、製造業者についても参加を要請すると。製品情報、設置工事等の情報の共有を図っていくということでございます。

それと、これも3者同じとなりましたが、いわゆる相談・苦情のほか、苦情申立のあった場合のあっせん・調停・仲裁をする組織を設けるという部分でございます。イー・アクセスは一般社団法人700MHz帯利用者支援センターという名で、その組織を設置すると。

エヌ・ティ・ティ・ドコモについては、利用者サポートセンターを外部委託によって設置をして、その体制を整えるということでございます。

KDDI／沖縄セルラー電話については、調整連絡会という名のもとで、社外に設置をしまして、協議の仲裁・調停を弁護士に依頼するという制度を設けるとなっております。

最後の部分ですが、3番目、その他の記載事項でございますが、認定開設者が複数いた場合については協議を行うこととなっておりますので、3者間で協議を行って、実施をしていく旨の記載でございます。

なお、エヌ・ティ・ティ・ドコモについては、その中で、実際にその実施を行うための提案として、「また」以下でございますが、700MHz帯推進本部は、全ての認定開設者が共同して、一般社団法人とした組織形態で設置するという提案をすることも考えているという内容の記載がございました。

少々長うございますが、それで22ページはこれらを全て踏まえた基準の部分の審査結果でございますが、結果自身は、エヌ・ティ・ティ・ドコモが他の2者よりも優位だという判定をしております、それぞれ総当たりでございますので、審査結果の詳細が22ページに記載いたしております。

イー・アクセスとエヌ・ティ・ティ・ドコモの間でございますが、両者とも

その協議の開始前に対象免許人の意向を把握すると。あるいは終了促進措置の手順の定型化あるいは協議内容の合意に関するひな型も含めますが、いわゆる定型化を実施した上で、その定型的な処理が行えない場合についての対策が記載されている。この点については2者ともほぼ同様の内容となっておりますが、エヌ・ティ・ティ・ドコモについては、免許人団体、製造業者等からなる協議会において対象免許人の意向に関する問題の共有、その対応策について協議をして、その後の終了促進措置の協議にフィードバックするという点を考えているという点。

それと、テストベッドあるいはフィールド試験環境を構築することと、共用する条件の検証等、技術的な支援を行う体制を整備するという部分について、イー・アクセスに比べて迅速な合意形成を図るための対策について優位な点を有するものと評価をいたします。

なお、体制についてはほぼ両者とも同等という評価をしております。

以上のことを総合いたしますと、エヌ・ティ・ティ・ドコモの計画が優位という判断をしております。

イー・アクセス、KDD I / 沖縄セルラー電話の2者については、対策及び体制ともほぼ同様の内容となっていると判断をしております。両者はほぼ同等という判断をしております。したがって、この2者間では同等という評価になります。

エヌ・ティ・ティ・ドコモとKDD I / 沖縄セルラー電話については、結論的に言うと、イー・アクセスとエヌ・ティ・ティ・ドコモとの関係と同様でございます。評価の3行目でございますが、エヌ・ティ・ティ・ドコモは、免許人団体等からの協議会における対応、それと、その5行目の「かつ」のところですが、テストベッド、フィールド試験、実験等の技術的な支援を行う点に関して、KDD I / 沖縄セルラー電話より優位な点を有するものと考えていま

す。体制についてはほぼ同等と評価をいたしますので、エヌ・ティ・ティ・ドコモのほうがKDD I / 沖縄セルラー電話よりも計画が優位と評価をしました。

以上をもちまして、エヌ・ティ・ティ・ドコモについて、この基準については2者よりも優位ですので、評定として2点、イー・アクセス、KDD I / 沖縄セルラー電話については、評定は0点という評価をしております。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、今までのところについて、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

競願時審査基準で差がついているというのでは、ここが一番大きなところだということなんだと思いますが、全体の計画を見てみると、確かに今後の進め方全体をエヌ・ティ・ティ・ドコモさんは全体を自分たちが引き受けるというニュアンスが相当出ているなという感じがしています。テストをやるとか、あるいは協議会を準備として、全体をリードしてやりたいということなのかもしれませんが、そういったニュアンスが相当出ているので、具体性はかなりあるし、全体を取りまとめる意欲も相当出ているなという印象を受けました。今、個別の加点要因のところのご説明がありましたけど、妥当なところかなという気はしましたけども、どうでしょうか。

○山本委員 1つよろしいですか。今のエヌ・ティ・ティ・ドコモが特に優位な点というのは、1つは、アイデアで、それから、もう1つは、技術的な支援をかなりやっていこうということだろうかと思いますけど、その後者のほうの技術的な支援に関して、エヌ・ティ・ティ・ドコモが実際にどれぐらい、財政的な負担をすることになるのでしょうか。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 具体的な金額自身は申請書に書いておりませんが、そのフィールド実験、テストベッドを行う規模、内容については記

載がございまして、2点ございます。テストベッドについては、ちょっとお話ししたとおり、信号発信機みたいなものを社内に実際に置きます。いわゆる電波を発射する機械を設置しまして、それをケーブルでF P Uとかラジオマイクにつないで、実際に干渉がどの程度起こるだろうかというシステムを持っているということで、特にそんなに大きなものではございません。

むしろその機械を、L T Eの基地局とか端末とか、実際に自分らで商用で開発をしていきますので、順次それも使いながらやっていくと。ポイントは、それを社内に設置をするのですが、後にそれを外に持ち出して、先ほどフィールド試験と申しましたが、フィールド試験について外に持ち出すようなタイプも考えていますということでございます。

それと、フィールド試験は、そのものに加えて、実験用の基地局を設置をして、実験をしていくということで、いわゆる財政的な規模に対する実験フィールドにかかるコストそのもの自身は、数字はございませんでしたが、規模的には通常、基地局を整備するに当たって、エヌ・ティ・ティ・ドコモは実験局を設置しておりますが、その規模に比べれば、決して大きいものではないと判断をされます。

○前田会長 終了促進措置もある種大きなプロジェクト的なことなので、エヌ・ティ・ティ・ドコモさんが言っているように、一般社団法人化した組織形態云々というか、まあ、動かされる方々がわかりやすいような窓口一本化というのは非常に重要だと思うんですね。そういう意味では、一般社団法人とするかどうか、形態はどうあれ、いずれにしても、一つの窓口ということで全体を受けていただくということが重要なんじゃないかと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○松崎委員 エヌ・ティ・ティ・ドコモの「中立性を保つためのアドバイザーボードの設置も検討」というのも評価できる部分かと思います。

○前田会長 はい。どうでしょう。ほかにはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、このところの質疑はここまでということで、その次に引き続きご説明をお願いします。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 はい。ありがとうございます。残りの基準B、基準Cの部分、23ページ以降でございます。

まず基準Bのところでございます。こちらのMVNOにおきましては、特定基地局の利用を促進するための計画の充実を審査する部分でございます。結論から申し上げますと、3者ともほぼ同じ内容となっております。

イー・アクセスをごらんいただくと、例えばポツの2つ目は具体的な中身でございますが、MVNOのネットワークを借りて提供する電気通信事業者のことでございますが、MVNOの標準プランというものについて、例えば相互接続型あるいは卸電気通信役務型、接続型、不要型、いろんな提供のパターンがございますが、それぞれについていわゆる標準メニューというプランを設置していると。この点については、エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI／沖縄セルラー電話についてもほぼ同様の内容となっております。

イー・アクセスについては、もともと平成24年3月からのLTEサービスに先立ちまして、平成24年1月にMVNOの標準プランを既に公表しております。

エヌ・ティ・ティ・ドコモについては、ここにありますように、サービス約款や説明書、技術的条件集等におきまして公表しておりましたが、700MHz帯も同様に行っていくと。

KDDI／沖縄セルラー電話については、LTEサービスはまだやっておりますが、サービスに先立ちまして平成24年5月にMVNOの標準プランを既に公表しておりますので、いわゆる中身及びその公表しているステップはほ

ば同じような内容となっております。

その他ポツの3つ目以降、各3者とも同様でございますが、この標準プラン以外に提供条件について柔軟に対応していきたいという内容について3者とも同様でございます。

それと4点目ですが、若干表記は異なりますけれども、ネットワークに関する以外のいわゆるオプションサービスのものとしまして、例えばイー・アクセスについては、MVNO事業の構築を支援するコンサルティング業務の提供だとか、加入審査、ユーザーサポート等のメニューもあわせて提供すると。エヌ・ティ・ティ・ドコモについては、SIM書込みシステムを開発し、専用端末を貸与あるいは運営を支援するためのコンテンツ配信等のメニューも用意すると。KDDI／沖縄セルラー電話についても同じように、加入審査、ユーザーサポート等の機能メニューも提供する。いわゆるオプションサービスの部分についてもございます。

なお、イー・アクセスはそれ以外に、MNO、これはネットワークを持っている電気通信事業者に対するネットワークもローミング提供あるいはMVNO事業者にSIMフリーの端末も提供するという内容も記載がございます。これについては、900MHz帯と同じ記載でございます。

それと、その下でございますが、3者ともLTEでの国際インローミング、いわゆる海外の端末を日本に持ち込んでも使えるという国際インローミングの提供について実施をする旨の記載がございます。

それと、MVNOの多数性の部分の観点でございますが、3者とも契約数の数そのもの自身は、事業の規模によって異なりますけれども、契約数のある計画を持っております。それと実際に、提供するに当たっての交渉の状況として、関心表明書なり、交渉状況に関する資料の添付がそれぞれ3者とも添付されているという状態となっております。

これらを踏まえまして、評価をしたのが24ページ目でございます。結論から申し上げますと、2者総当たりによる3通りの審査、いずれも同等という判断をしております。イー・アクセス、エヌ・ティ・ティ・ドコモの関係でございますが、両者ともそれぞれの提供メニューにおいて標準プランを計画していると。それと国際インローミングの提供も記載していますので、やっぱり同等と。それと、MVNOの加入増加の見通しの明記、その他、事業者の関心を示す書類等も添付していますので、対象の多数性の観点からも同等ということで、いずれも同等という評価をしています。

この4つ目の「なお」の部分については、これは実は900MHz帯と同様の記載でございます。イー・アクセスについては、MVNOのローミング提供及びSIMフリーの端末提供という部分は900MHz帯と同じ記載をしておりますが、900MHz帯の審査においても同じ判断をしております。ここでも同じ判断の記載をしております。

MNO向けのローミング形態については、2行目ですが、国内向けのローミングサービスについては、情報通信審議会の答申において、あくまでも、MNO、ネットワークを持っている事業者は自らのネットワークを構築して、事業展開を図ることを原則とするという接続ルールの整理は引き続きするのが適切とされている答申を踏まえまして、このMNOのローミングの記載があることをもって優位であるという判定をすることは困難であるという判断をしております。

さらに、MVNO事業者にSIMフリーの端末を提供するという点も記載されておりますが、この点、いわゆるSIMロック解除に対する要望に応えるという観点から、それ自身が望ましいものでございますが、他の事業者のSIMカードを差し込んで使用するという点になりますと、今回割り当てる周波数と違う周波数を使うことになりますので、割り当てられた特定基地局の利用

を促進するということとの直接的なつながりがあるということとは言えませんので、優位な点を有するという評価はできないという判断をしております。

この2点については、900MHz帯においても全く同様の判断をしておりますので、700MHz帯においても申請書に同じ記載がございますが、同じ判断とさせていただきたいと存じております。したがって、この2者においては同等という評価でございます。

イー・アクセスとKDDI／沖縄セルラー電話についての部分については下でございますが、ここも審査内容は同じでございますので、同等という評価をしております。

なお、残りの組み合わせ、エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI／沖縄セルラー電話についてですが、これも同じように標準メニューの整備及び国際ローミングの提供、加入者の増加見込み及び関心表明書の添付等、全ての面において同等という評価をしますので、いずれも評価は同等と。したがって、上にありますが、いずれも3者とも同等でありますので、評価としては3者とも0点、加点がなしという評価をしております。

続いて、残りの基準Cの部分でございますが、こちらは2つございます。1つ目が割り当てる周波数と同等の特性を持つ周波数帯を有していないと、いわゆるプラチナバンド帯、1GHz未満の周波数を持っているか、持っていないかという部分。それと、割り当てられている周波数の幅に対する契約数の割合。つまり、逼迫度合いが大きいかどうかという部分でございますが、最初の部分でございますが、1GHz未満の周波数帯を保有していないのは3者のうちイー・アクセスのみでございます。このイー・アクセスの1者のみを評価をし、イー・アクセスについて1.5点の配点をしております。

それと逼迫度合いの部分でございますが、割当て済みの周波数帯に対する契約数について、今回申請があった全申請者の平均値が1MHz当たり31.78

万契約、これの高低によって判断するというにしています。これは900MHz帯と同様でございますが、結果としまして、この平均値を上回っているのはエヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI／沖縄セルラー電話の2者でございます。この数字の算定に当たっては、直近、平成23年度末の数字を使って計算をしましたが、検証としまして、1年前の契約数及び今の増加数を前提として、1年後の数字を仮に出した場合で計算をした数字においても同じ結果が出ています。

さらに、この申請があった事業者との資本関係にある他の移動体通信事業者、KDDI／沖縄セルラー電話の場合については、UQコミュニケーションズでございますが、この会社ともし一体として計算をするということでも検証をいたしました。結果的にはいずれのパターンにおいても評価結果は全く同じでございました。

以上を踏まえまして、逼迫度合いについては、エヌ・ティ・ティ・ドコモ及びKDDI／沖縄セルラー電話について評価として加えるということで、それぞれ1.5点という評定をさせていただいたところでございます。

以上が基準B、基準Cの部分でございます。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、基準B、基準Cについて、説明に対するご質問、ご意見ありますでしょうか。

基準B、基準Cも基本的には900MHz帯と考え方も結果も同じであると、そういうことですね。同じ計画を出しているの、そういうことかもしれません。

よろしゅうございますか。

それでは、引き続き最後のところのご説明ください。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 以上を踏まえまして、最終的な結果及び

認定に当たる条件の部分でございます。最後のページでございます。

最終的な評価を取りまとめた結果が26ページの上段のとおりでございます。合計点数がイー・アクセス3.5、エヌ・ティ・ティ・ドコモが5.5、KDDI／沖縄セルラー電話が3.5ということで、エヌ・ティ・ティ・ドコモが最高点を獲得しておりますので、審査基準の適合度合いが最も高いということで、このエヌ・ティ・ティ・ドコモが第1希望としている、いわゆるMiddleバンドについては、エヌ・ティ・ティ・ドコモに割り当てると。また、残りの会社は、イー・アクセス、KDDI／沖縄セルラー電話については各得点数が等しいので、同順位ということでございますが、それぞれ第2希望としている周波数は、イー・アクセスがいわゆるHighバンド、周波数が高い部分です。KDDI／沖縄セルラー電話はいわゆる低いほう、Lowバンドをそれぞれ希望しておりますので、第2希望の周波数をそれぞれに割り当てるという形で、周波数の指定を行いたいと考えております。

なお、3者とも認定に当たりまして、その下でございますが、開設指針の趣旨等踏まえまして、条件を付すこととするということで、認定の条件として5点でございます。

冒頭ご説明がありましたように、900MHz帯に付したものと同趣旨で、ほぼ同様の内容でございますが、1点だけ、4番目の部分だけ900MHz帯と違う部分でございます。1、2、3及び5については900MHz帯と同じ内容となっております。

4番目については、特定基地局の開設及び運用に当たっては、地上デジタル放送の受信障害の防止、解消を図るための措置を適切に実施すること。絶対審査基準で申し上げましたいわゆるブースター障害の対策の部分についての適切な実施について加えているものでございます。

以上を条件として付すことといたしたいと思っております。よろしくお願

いたします。

○前田会長 ありがとうございます。

それでは、今のところ、結論に関するご質問あるいはご意見ございますでしょうか。あるいは全体を通してでもよろしいですが。よろしゅうございますか。特にほかにはございませんか。

それでは、特にご意見、ご質問はこれ以上ないようですので、この諮問第23号を諮問のとおり認定することとしてはいかがかと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ということですので、この諮問のとおり認定することが適当であるというふうに決することといたします。

答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣あてにご提出いただきたいと思えます。

閉 会

○前田会長 それでは、本日はこれにて終了といたします。

次回の開催は平成24年7月11日水曜日15時からを予定しております。どうぞよろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)